

社会福祉法人京都府社会福祉協議会
施設等入所児童自立支援資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者に対して、自立支援資金を貸付け、もってこれらの者の円滑な自立を支援するため、この要綱に基づき予算の範囲内で貸付けを行う。

(貸付の種類)

第2条 自立支援資金は、生活支援費、家賃支援費、資格取得支援費とする。

(貸付対象)

第3条 自立支援資金の貸付けについては、次の者が対象となる。

(1) 生活支援費

生活支援費の貸付けの対象となる者は、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設又は自立援助ホーム(以下「児童養護施設等」という。)を退所した者又は里親若しくはファミリーホーム(以下「里親等」という。)の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者であって、学校教育法第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校等(以下「大学等」という。)に在学する者(以下「進学者」という。)とする。

(2) 家賃支援費

家賃支援費の貸付けの対象となる者は、進学者のほか、児童養護施設等を退所した者又は里親等の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者で、就職している者(以下「就職者」という。)とする。

(3) 資格取得支援費

資格取得支援費の貸付けの対象となる者は、児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の者であって、就職に必要な資格の取得を希望する者(以下「資格取得希望者」という。)とする。なお、資格取得希望者には、児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除後4年以内にある者であって、大学等に在学する者を含むものとする。

(貸付期間及び貸付額等)

第4条 貸付期間及び貸付額は、次の各号による。

(1) 生活支援費

貸付期間は、大学等に在学する期間とし、貸付額は月額50,000円とする。
なお、大学等に在学する期間は、原則として正規の修学期間とする。

(2) 家賃支援費

貸付期間は、進学者については大学等に在学する期間とし、就職者については、退所又は委託解除後から2年を限度として就労している期間とする。

また、貸付額は1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）とし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額（単身世帯額）を限度とする。

（3）資格取得支援費

貸付額は、資格取得に要する経費の実費とし、250,000円を上限とする。

なお、児童入所施設措置費等国庫負担金によって特別育成費における資格取得等特別加算費が支弁される場合には、当該加算費を控除した額を実費とみなす。

2 自立支援資金は、貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。

3 利子は、無利子とする。

（貸付申請）

第5条 自立支援資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、施設等入所児童自立支援資金貸付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要事項を記入の上、次の必要書類を添付して、入所中又は退所した児童養護施設等を通じて社会福祉法人京都府社会福祉協議会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。なお、施設等を通じて申請ができない者については、保護措置等を実施した児童相談所を通じて会長に申請するものとする。

（1）親権者等法定代理人の同意

（2）児童養護施設等施設長又は児童相談所長が発行する意見書（第2号様式。以下「意見書」という。）

（3）住民票記載事項証明書

（4）大学等在学証明書（進学者のみ）

（5）大学等入学許可書等（入学前に申請する者のみ）

（6）就業又は在職していることを証明する書類（就職者のみ）

（7）就職内定通知（就職予定者のみ）

（7）住宅の賃貸借契約書の写し（家賃支援費の貸付けを受けようとする者のみ）

（8）資格取得に要する経費の見積書等の写し等（資格取得支援の貸付けを受けようとする者のみ）

ただし、特別の事情により、親権者等法定代理人の同意が得られない場合は、児童養護施設等施設長又は児童相談所長が発行する意見書により代えることができる。

また、住民票記載事項証明書については、申請時に児童養護施設等に入所中であって、会長が提出の必要がないと認めた場合は、提出しないことができる。

2 児童養護施設等施設長又は児童相談所長は申請者から申請書の提出を受けたときは、厳正に審査し、適当と認める者に対して、意見書を添付して会長に提出するものとする。

（連帯保証人）

第6条 申請者は、原則として連帯保証人1名を立てるものとする。ただし、やむを得ない事情により会長が承認する場合は、保証人を立てることを要しない。

- 2 前項の連帯保証人は、成年者で独立の生計を営む者でなければならない。
- 3 自立支援資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が、連帯保証人を変更しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。
- 4 保証人を立てない場合は、児童養護施設等施設長又は児童相談所長の意見書を提出するものとする。

（貸付の決定等）

第7条 会長は、第5条の申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは自立支援資金の貸付けを決定し、自立支援資金貸付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。また、貸付けを行わないことを決定したときは、その旨を申請者に通知し、申請書類を返還するものとする。

（交付方法）

第8条 自立支援資金貸付金の交付は、生活支援費及び家賃支援費については分割又は月決めの方法によるものとし、資格取得支援費については一括で交付するものとする。

（異動の届出）

第9条 借受者は、次の各号の一に該当したときは、直ちにその事実を証する書類を添えて、児童養護施設等施設長又は児童相談所長を通じ、その旨を会長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
 - (2) 疾病等により修学、就業又は資格取得の見込みがなくなったとき。
 - (3) 休学又は休職し、復学又は復職し、転学し、留年し、又は退学したとき。
 - (4) 停学その他の処分を受けたとき。
 - (5) 卒業、就職又は退職したとき。
 - (6) 連帯保証人の氏名、住所その他重要事項に変更があったとき。
- 2 借受者が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を証明する書面を添えてその旨を直ちに会長に届け出なければならない。
 - 3 第1項から前項までの規定による届出は、借り受けた自立支援資金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

（自立支援資金借用証書）

第10条 借受者は、自立支援資金の貸付決定通知書の交付を受けた日から15日以内に、児童養護施設等施設長又は児童相談所長を通じて、貸付決定を受けた自立支援資金の全額に係る自立支援資金借用証書（第4号様式）を会長に提出しなければならない。

（貸付契約の解除）

第11条 会長は、貸付けを受けている進学者が大学等を退学したとき、貸付けを受けている就職者が就職先を離職したとき又は貸付けを受けている進学者又は就職者が

死亡したときは、その契約を解除するものとする。

- 2 会長は、貸付けを受けている進学者又は就職者が貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

(返還)

第12条 借受者が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から貸付期間の2倍の年数以内又は5年以内に（返済債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする）、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1) 自立支援資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 貸付けを受けた進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき。
- (3) 資格取得支援費の貸付けを受けた者が、資格を取得する見込みがなくなったと認められるに至ったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。

(返還の債務の履行猶予)

第13条 借受者が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、自立支援資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 自立支援資金の貸付けを受けた進学者が、貸付契約を解除された後も引き続き大学等に在学しているとき。
 - (2) 自立支援資金の貸付けを受けた資格取得希望者が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、自立支援資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。
 - ① 児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中であるとき
 - ② 大学等に在学するとき
- 2 会長は、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない自立支援資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。
 - (1) 貸付を受けた進学者、就職者又は資格取得希望者が就業しているとき。
 - (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の猶予の申請等)

第14条 前条による返還の猶予を受けようとする者は、別に定める自立支援資金返還猶予申請書に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、児童養護施設等施設長又は児童相談所長を通じて会長に申請しなければならない。

- 2 会長は、前項による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について、承認すること又は承認しないことを決定し、その旨を借受人に通知するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第15条 会長は、借受者が次の各号の一に該当するに至ったときは、自立支援資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 進学者

- ① 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき
- ② ①に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

(2) 就職者

- ① 就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき
- ② ①に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

(3) 資格取得希望者

- ① 就職した日から2年間（大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間）引き続き就業を継続したとき
- ② ①に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

(返還の債務の裁量免除)

第16条 会長は、借受者が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた自立支援資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡し、又は障害により貸付を受けた自立支援資金を返還することができなくなったとき

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等自立支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

(3) 貸付けを受けた進学者又は就職者が、自立支援資金の貸付けを受けた期間以上就業を継続したとき

返還の債務の額の一部

(4) 貸付けを受けた資格取得希望者が、1年以上就業を継続したとき

返還の債務の額の一部

(返還の免除の申請等)

第17条 第15条及び前条による返還債務の免除を受けようとする者は、別に定める自立支援資金返還免除申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、児童養護施設等施設長又は児童相談所長を通じて会長に申請しなければならない

い。

- 2 会長は、前項による免除の申請があったときは、当該免除の申請について 承認すること又は承認しないことを決定し、その旨を借受者に通知するものとする。

(就業期間の計算)

第 18 条 自立支援資金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる就業期間の計算は、就業した日の属する月から就業しなくなった日の前日の属する日までの月数による。

(延滞利子)

第 19 条 会長は、借受者が正当な理由がなくて自立支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3.0 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(借受者等の責務)

第 20 条

- 1 借受者は、「児童家庭支援センターの設置運営等について」（平成 10 年 5 月 18 日付け厚生省児童家庭局長通知）別紙 2 の「退所児童等アフターケア事業」を行う者及び児童養護施設等による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければならない。
- 2 借受者は、貸付期間中、返還の債務の履行猶予の承認された期間中及び返還期間中に、会長へ定期的に現況報告をするものとする。
- 3 借受者及び連帯保証人は、会長から貸付けの要件等に関する問い合わせを受けたとき又は報告を求められたときは、回答又は報告を行わなければならない。

(その他)

第 21 条 この要綱、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付けについて（平成 28 年 3 月 7 日付け厚生労働省発雇児 0307 第 3 号厚生労働事務次官通知）及び児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度の運営について（平成 28 年 3 月 7 日付け雇児発 0307 第 6 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 22 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 6 日から施行する。